

令和4年度  
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験

受 験 案 内

(令和4年9月1日採用)  
介護保険介護相談員

令和4年7月28日  
米 子 市

【受付期間】

令和4年7月28日(木)～令和4年8月10日(水)

- ・土曜日及び日曜日を除きます。
- ・長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月10日必着とします。

【試験日・試験場所】

試 験 日	試 験 場 所
令和4年8月21日(日) (受付時間) 8:30～8:50	米子市役所本庁舎 (米子市加茂町一丁目1番地) ※くわしくは応募者に別途お知らせします。

## 1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
介護保険介護相談員	1人	福祉保健部長寿社会課に勤務し、高齢者の相談業務及び介護認定事務に従事します。

## 2 受験資格

試験区分	資格
介護保険介護相談員	介護支援専門員の資格を有する人。 なお、基本的なパソコン操作（ワード・エクセルの操作）ができる必要があります。

○このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和4年8月21日（日） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所本庁舎 （米子市加茂町一丁目1番地） ※くわしくは応募者に別途お知らせします

## 4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○合格者の決定

- ・合格者は、面接試験の得点の高い順に決定します。
- ・面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 5 申し込み受付期間

令和4年7月28日（木）～ 令和4年8月10日（水）

- ・土曜日及び日曜日を除きます。
- ・長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月10日必着とします。

## 6 受験手続

提出書類	受験申込書及び自己紹介カード 各1部 返信用封筒 1通 介護支援専門員証の写し 1通 ○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○ 返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
申込先	米子市福祉保健部長寿社会課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859) 23-5104 【持参により申し込む場合】 ○米子市福祉保健部長寿社会課へ、直接ご持参ください。 【郵送で申し込む場合】 ○封筒の表に赤字で「採用試験（介護保険介護相談員）受験申込」と記載ください。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。 ○8月17日までに到着しないときは、米子市福祉保健部長寿社会課にお問い合わせください。

○受理した提出書類は、返却いたしません。

○詳しいことは、米子市福祉保健部長寿社会課にお尋ねください。

## 7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	8月24日（水）	受験者全員に対し、郵送により通知します。

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

## 8 採用予定日

令和4年9月1日

## 9 勤務条件等

区 分	内 容	
報 酬	介護保険介護相談員	報酬は、月額126,270円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当が、それぞれの条件により支給されます。
勤 務	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。	
任用期間	任用期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験もしくは選考により採用となった、採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃がある場合を除く。) ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。	
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。	

○採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。